

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
風土建株式会社	旭川市永山4条13丁目2-12

2 指名停止期間

土木一式、建築一式、とび、塗装

平成27年11月11日～平成27年12月10日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、旭川市内で施工した一般工事において、工事全区間における歩道及び車道の路盤厚の不足が確認されたため、補修工事を行った。しかし、対象が工事全区域に及ぶこと、また、付近住民に多大な迷惑をかけたことを勘案し、粗雑工事による重大な瑕疵が生じたものと認められ、平成27年10月17日、北海道知事から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けた。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第3号（過失による粗雑工事）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知  
【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(過失による粗雑工事) 3 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のものの施工に当り、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係（内線307）